

「汚水取付管新設等申請書」及び「公共下水道物件設置許可申請書」に伴う注意事項

1. 申請書には必ず現況写真を添付し、写真上に接続等物件を赤色で表示すること。(開発行為に伴う申請は除く。)
2. 汚水取付管新設等申請で現地に既設汚水柵が設置されている場合、既設汚水柵が使用出来ない理由を明記すること。
3. 現況宅地の区画分割による汚水取付管新設等申請には、区画の分割図面に既設汚水柵の位置も含め表示すること。
4. 申請書を持参する人は、申請書提出時「受付・完了確認台帳」に必要な事項を記載すること。
5. 「着工届」は提出が遅くなる場合が多いのが、工事着工前2・3日をめどに必ず提出すること。
6. 「工事期間」に変更が生じた場合は、「工期変更届」をすみやかに提出すること。
7. 申請の工事が何らかの理由により取りやめとなった場合は、「取下書」をすみやかに提出すること。
8. 申請許可時点の工事内容等に何らかの理由により「変更」が生じた場合は、すみやかに「変更届」を提出すること。
9. 出来形図面(完工図)には、設置した「取付管の管径」、「取付管(本管中心から柵中心まで)の延長」、「上流マンホールの中心から支管中心部までの距離」を明記すること。
10. 写真を整理する場合、工事着手前及び完成後の全景(できるだけ同一位置から撮影する)を最初にし、施工状況、施工法、仮設関係等について適宜整理する。特に、安全管理写真は、忘れずに添付すること。

以上

本管・取付管施工時の注意点

- 1) 1. 5m以上掘削する際は、必ず土留をすること。
- 2) 下水道本管を穿孔するときに、タガネ・サンダーを使用すると穴が大きくなったり下水管に亀裂が入ることがあるので、必ずコアカッターを使用すること。
- 2) 本管、取付管及び接続部は埋設されると現場確認ができないので、写真での確認となりますが、肝心な部分が写っていなかったり、よく状況がわからないことがあるので、着工前、施工中（コアカッター穿孔写真、穿孔後状況、支管取付状況（接着材塗付状況含む）、取付管布設状況（検測状況含む）、柵設置状況（検測状況含む）、埋戻状況、舗装工事、他）、完成後が確認できる様に整理すること。
- 4) 施工中は、穿孔箇所から土砂を含んだ水が流れ込むおそれがあるので、現場状況により水中ポンプ、ウェルポイント等を使用し適切な水替えをすること。
- 5) つまりなどが発生しない様、平面的に曲管は、使用しないこと。
- 6) 掘削後、予期せぬ地下埋設物や、支障物件等により計画通りの施工ができない時は、独自で判断せず下水道管理者等に協議及び指示を仰ぐこと。
- 7) 接続を予定していた箇所に目地があるときはなるべく離すこと。また、既設取付管がある場合は中心距離で70cm以上離すこと。
- 8) 取付管用支管を使用する場合は、既設下水道本管を調査のうえ材質、管径に合った部材を使用すること。
- 9) 支管を設置するとき、番線による仮止めを必要とする接着剤があるので使用する接着剤により適切な施工をすること。
- 10) マンホールに直接取付管を接続する場合は、穿孔にコンクリートカッターを使い、接続にマンホール用可とう継手を使用すること。
- 11) 公設柵の設置場所を不特定多数の車輛が通行・駐車するような所の場合は、防護蓋を使用すること。